平成２４年（フ）第２２号
山口県下関市上新地町３丁目４番17―405号、前住所山口県下関市椋野町１丁目６番20号
債務者　北村　美樹
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県鹿屋市田崎町4550番地２、前住所鹿児島県鹿屋市横山町2110番地５
債務者　小薗　　司
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県鹿屋市田崎町4550番地２、前住所鹿児島県鹿屋市横山町2110番地５
債務者　小薗美津子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2643番地22
債務者　藤下真理子（旧姓福元）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県鹿屋市王子町4469番地３　１号棟
債務者　宮田　龍也
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
福島県いわき市平北白土字愛谷町154番地の１　コーポサンライズＡ―Ｄ
債務者　小松　英順
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４４号
福島県いわき市平北白土字愛谷町154番地の１　コーポサンライズＡ―Ｄ
債務者　小松　市子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１３９号
青森市青葉１丁目２番地11　ルグラン奥野Ｂ―１
債務者　秋元　光枝
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
青森県五所川原市大字稲実字米崎113番地35
債務者　木村　清一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
青森県つがる市稲垣町繁田母衣掛42番地10
債務者　成田　春雄
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
北九州市若松区修多羅３丁目10番９号
債務者　沖島亜由美（旧姓萬徳）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０７号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地３―３―２
債務者　都　　弘延
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２３５号
熊本市中央区帯山５丁目２番５―203号
債務者　二口　美春
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６３号
山口市大内御堀1645番地20　ＭＫタウンハイツＡ―１号、前住所山口市下小鯖2526番地11
債務者　吉冨得美子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０６号
名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１　千音寺荘Ｔ―４棟205号、従前の住所名古屋市中川区戸田ゆたか２丁目2122番地ユーハウス第２ゆたか台西棟２―Ａ号
債務者　浅田由三子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４３号
名古屋市南区中割町３丁目３番地　アネックス安井402号
債務者　原　　賢一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６４９号
東京都板橋区蓮根３丁目15―２―1101
債務者　中山　邦彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部